

○燕市行政改革推進委員会要綱

平成18年3月20日

告示第4号

改正 平成19年3月30日告示第59号

平成23年3月22日告示第34号

令和4年10月26日告示第414号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した効果的かつ効率的な市政の実現を推進するため、燕市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第59号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日告示第34号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和4年10月26日告示第414号)

この告示は、告示の日から施行する。